

令和 7 年 度

呉市内部統制評価報告書審査意見書

呉 市 監 査 委 員

呉 監 第 2 3 5 号

令和8年8月24日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

檜 垣 美 良

令和7年度呉市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和7年度呉市内部統制
評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の着眼点	1
第 5	審査の実施内容	1
第 6	審査の結果	1
第 7	審査意見	2

令和 7 年度呉市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の種類

地方自治法第150条第 5 項の規定による内部統制評価報告書の審査

第 2 審査の対象

令和 7 年度呉市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第 3 審査の期間

令和 8 年 6 月 11 日から 8 月 4 日まで

第 4 審査の着眼点

市長が作成した評価報告書について、当該評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査した。

第 5 審査の実施内容

審査に付された令和 7 年度（以下「当年度」という。）評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年 3 月総務省〔令和 6 年 3 月改定〕）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料等を調査したほか、必要に応じて関係者から説明を聴取する、他の監査等において得られた知見を利用するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して審査した。

第 6 審査の結果

評価報告書について、第 1 から第 5 まで記載のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

なお、評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間において運用上の重大な不備があり、内部統制は有効に運用されていなかった。

第7 審査意見

1 業務遂行プロセスに係るリスクの取扱い

本市の内部統制に関する方針で示されているとおり、内部統制の目的の一つに、「業務の効率的かつ効果的な遂行」がある。これを阻害する要因として、事務引継ぎがなされていない、業務の進捗状況を管理していないなど、業務遂行プロセスに係るリスクが存在する。

業務遂行プロセスに係るリスクへの対応として、内部統制推進部局においては「適正な業務の確保に向けた取組方針（令和6年12月策定）」に定める取組を進めているところであるが、このリスクを一因とする事務処理誤りが繰り返し発生している。

については、当該方針に定める取組を引き続き着実に進めるとともに、業務遂行プロセスに係るリスクについてもリスク対応策一覧に盛り込むなどにより、全職員が共通のリスクとして認識し、適切に対応できるよう取り組んでいただきたい。

2 チェック体制の強化

当年度、不適正な事務処理は89件発生しているが、その多くは決裁手続の過程を経た事案であり、担当者、グループリーダー、決裁権者など複数の職員が事務処理の適正性を注意深く確認していれば防ぐことができたものと思われる。

しかし、起案の数が多く、その内容を漏れなく確認することが難しいことや、グループリーダー等複数人による確認を経ていることによる気の緩みなどにより、決裁権者等が十分なチェックを行わず、決裁が形骸化しているケースも多いと考えられる。

決裁時のチェック体制の強化を図るため、決裁権者を含む複数の職員で確認箇所を分担することや、主幹等が課長の専決事項の一部を決裁することなどについて検討されたい。